

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第三項、第三十六条第一項及び第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百二二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十四 ポリ（オキシエチレン） $\parallel$ アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。

第九条の表四の項において「NPE」という。）

第九条の表に次のように加える。

四 NPE	水系洗淨剤
-------	-------

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

(届出等に関する経過措置)

2 この政令の施行の日の前日において優先評価化学物質（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項に規定する優先評価化学物質をいう。）として指定されている化学物質（同条第一項に規定する化学物質をいう。以下この項において同じ。）であつてこの政令による改正後の第二条第二十四号に掲げる化学物質に該当するものは、令和七年度における同法第九条第一項の規定（当該規定に係る罰則を含む。）及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する優先評価化学物質とみなす。

(罰則に関する経過措置)

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第二種特定化学物質としてポリ（オキシエチレン）Ⅱアルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。）を指定する等の必要があるからである。